

○神戸親和女子大学研究倫理基準

平成27年6月16日

制定

最新改正 平成29年3月7日

(総則)

第1条 神戸親和女子大学(以下「本学」という。)で研究を行う者(学生を含む。以下「研究者」という。)は、自由な意思に基づき、他者からの束縛を受けず、研究を行う権利を享受する一方、研究を行う上で自らの責務を自覚し、自らを厳しく律するとともに、強い倫理意識をもって、公平、公正に研究を実施することにより研究成果を生み出し、社会の信頼と負託に応えなければならない。

(目的)

第2条 この基準は、本学において研究を行う者が、研究を実施する上で順守すべき倫理上の基準を定め、本学における研究の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

(研究者の責任)

第3条 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有することを自覚して研究に従事するものとする。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示すよう努めなければならない。

(社会の中の研究者)

第5条 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。

(社会的期待に応える研究)

第6条 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有するとともに、研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、広く社会的な期待が存在することを常に自覚しなければならない。

(説明と公開)

第7条 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観

性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。

2 研究者は、個人の情報又はデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、提供者又は代諾者等に対して事前にその目的、収集方法等について説明し、同意を得なければならない。

3 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 研究者は、提供者等から研究の開示を求められたときは、原則としてこれを開示しなければならない。

(公正な研究)

第9条 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本基準の趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、利益相反などの不正行為を行い、また加担してはならない。

2 第三者による検証可能性を確保するため、研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第10条 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持に努め、自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組まなければならない。

(研究対象などへの配慮)

第11条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱わなければならない。

(他者との関係)

第12条 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えるよう努めなければならない。

2 他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

(科学的助言)

第13条 研究者は、市民との対話と交流に積極的に参加するよう努めるとともに、社会の

様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努めるものとする。

第14条 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行うとともに、権威を濫用しないよう努めなければならない。

(法令の遵守)

第15条 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守しなければならない。

(差別の排除)

第16条 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重するものとする。

(利益相反)

第17条 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(本学の責務)

第18条 本学は研究者の研究倫理意識を高めるため、必要な啓発、倫理教育を定期的を実施するものとする。

2 本学は、この基準の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対して適切な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

(研究の申請)

第19条 研究者は研究倫理に抵触する恐れがある研究を行う場合は、学長の承認を得なければならない。

第20条 学長は第17条、前条及びその他必要があると判断した場合は委員会を設置し、必要な審査・調査を行う。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

第21条 この基準に定めるもののほか、研究倫理について必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。